



島根県報

平成26年10月31日（金）

号外 第 130 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第603号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町伊萱958番7地先から同712番1地先まで	前	A	メートル 6.00～15.00	メートル 810.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置
				B	13.00～106.00	797.00	
			後	A	6.00～22.80	810.00	
				B	13.00～106.00	797.00	
〃	木次直江停車場線	出雲市斐川町出西14番地先から同221番地先まで	前	A	4.30～6.80	645.00	出雲県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 堤防補強工事に伴う付替 ダブルウェイ 仮設道設置
				B	4.30～6.80	645.00	
		後	A	4.30～6.80	1,050.00		
			B	4.30～6.80	1,050.00		
		C	出雲市斐川町出西216番地先から同221番地先まで	4.30	40.00		
〃	三次江津線	江津市江津町320番4地先から同町165番2地先まで	前	A	4.03～4.27	32.75	浜田県土整備 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置
				A	4.03～14.99	32.75	
			後	B	4.03～10.95	34.51	

”	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷 1321番25地先から同 1322番5地先まで	前	A	3.60～ 4.00	70.00	事務所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	3.00～ 4.00	94.00	
			後	A	3.60～ 4.00	70.00	

島根県告示第604号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱246番4地先から同256番3地先まで	メートル 246.20	平成26年 11月4日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町湯抱1番8地先から同81番2地先まで	100.50	平成26年 11月1日		
県道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町伊萱958番7地先から同712番1地先まで	810.00	平成26年 10月31日	雲南県土整備 事務所	